

令和6年9月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年9月5日(木) 午後1時30分から午後2時23分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 松本康博	2番 香月英昭
3番 中村津多子	4番 西村徳義
5番 井手悦郎	6番 高塚和行
7番 江頭和夫	8番 釘本勝
10番 古賀榮一	11番 北島英文
12番 江里口勇	14番 江里口泰信

4. 欠席委員

9番 大屋博幸	13番 秋丸政光
---------	----------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第5条による許可申請について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第3号議案 農用地売渡等の希望申出について

第4号議案 非農地判断について

第5号議案 小城市農業の振興に関する計画(案)に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副島政隆	副局長兼庶務係長 真子祐輝
-----------	---------------

7. 会議の概要

事務局	そしたら、定刻を過ぎましたけれども、ただいまから始めさせていただきたいと思います。 本日は令和6年9月の農業委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
会 長	まず、開会に当たりまして、江里口会長のほうから御挨拶をお願いいたします。 皆さん今日はお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 ずっと前から地球温暖化、地球温暖化と言われておりましたが、今はもう地球高熱化の時代になっておりはせんかというようなことを言われておりました。 今の時期は秋雨前線が植物とか秋野菜の種まき時期に有効な水でございましたけど、雨も降らない、それから温度も上がるというような状況で、今、東北地方からずっと新米の刈取りがあっておりますが、非常に米も高騰化して、店頭で米がないような状況が続いております。農家からすれば、米が高くなることは非常にいいことでございますけど、消費者についてはなかなか高く、そして品物がないというような状況が続いておるようでございます。備蓄米のほうも、どこやったですかね、ちょっと名前は忘れちゃったけれども、県のほうの小学校、保育園の米を備蓄米から供給をするというような話もあっておりました。 そして、米、植物ばかりでなく、私たち人間も高熱のために悲鳴を上げているような状況でございます。皆さんも農業をされておると思いますが、農作業中、午前中は何とか頑張っても、午後は体調に合わせて健康管理に努めていただければと思います。
事務局	今日は第1号議案から第5号議案まででございます。どうぞ皆様方の審議をよろしくお願い申し上げます。 ありがとうございました。 本日は、9番の大屋委員、13番の秋丸委員から欠席の連絡があっております。 出席委員は12名で在任委員の過半数以上の出席がございましたので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議 長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長のほうをお願いいたします。 それでは、ただいまから令和6年9月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。 3番中村委員、4番西村委員にお願いします。 また、議案に対し質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いします。
事務局	それでは、第1号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書1ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は3件でございます。 まず、申請番号1について説明をいたします。 議案資料のほうは1ページから11ページとなります。

議 長 6 番	(第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) こちらの案件の場所ですけれども、三日月町織島の県道沿いにあるラーメン店とコンビニエンスストア東側にある農地で、転用目的としては貸家住宅及び集合住宅(長屋住宅)でございます。 被害防除対策ですけれども、造成を行いまして、土留め工事及び擁壁を設置されます。 排水計画ですが、雨水については集水して申請地の北側にある道路側溝へ排水、生活雑排水は公共下水道へ接続されます。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分としてはおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ということで、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると判断しましたので、許可し得ると考えております。 説明は以上です。 この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。 農地法第5条申請事前調査事項。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。 5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。 ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。 ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は下水道に接続する計画であり、雨水等は南側側溝へ流す。 ホ、その他の特記事項については、令和6年8月26日に現地で確認しています。
	小城市農業委員、高塚。
	審議のほうよろしくをお願いします。
	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。
	(質疑なし)
	ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	(挙手)
	全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。
	申請番号2について説明をいたします。
	議案の資料は12ページから16ページとなります。
	(第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)
	こちらの案件の場所ですが、三日月町岡本の岡本公民館の南側にある農地で、転用目的は駐車場となっています。
	被害防除対策ですが、コンクリートブロックを設置して盛土をされます。
	排水計画ですが、雨水については申請地の北側にある水路に排水をされます。生活雑排水はありません。
	農地区分と許可基準ですけれども、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規

議 長 6 番	模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると判断しておりますので、許可し得ると考えております。 説明は以上です。 この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。 農地法第5条申請事前調査事項。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。 調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。 ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。 ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を行う。雨水等は北側の側溝へ流す。 ホ、その他の特記事項について、6年8月26日現地確認済みです。 小城市農業委員、高塚。 審議のほうよろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)
事務局	全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 議案の資料は17ページから28ページとなります。 (第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明) こちらの案件の場所についてですが、三日月町の高田地区にある農地で、転用目的は特定建築条件付売買予定地でございます。 被害防除対策ですけれども、擁壁を設置して盛土をされます。 排水計画ですが、雨水については申請地の北側にある道路側溝へ排水されます。生活雑排水は合併浄化槽にて浄化の上、同じく北側道路側溝へ排水されます。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分がおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると判断しましたので、許可し得ると考えております。 以上でございます。
議 長 6 番	この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。 農地法第5条申請事前調査事項。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。 調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

議 長	ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断する。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。 ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は合併浄化槽に接続する計画である。雨水等は西側水路へ流す。 ホ、その他の特記事項について、８月２６日に現地で確認済みです。 令和６年９月５日、小城市農業委員、高塚です。 審議のほうよろしくお願いします。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号３について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号３は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第２号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
事務局	初めに、利用権設定について、申請番号１から申請番号１４まで一括して事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は２ページから５ページまでを御覧ください。 農用地利用集積計画の利用権設定についてを説明いたします。 本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が２２筆、利用権の再設定が１３筆、合計で３５筆、総面積が９万１，９００平米でございます。 今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第２号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作などの事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作などを行うと認められること、また、耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。
議 長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号１から申請番号１４までについては原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	続いて、所有権移転についてを議題とします。 申請番号６０１について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は６ページを御覧ください。 農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。 本日の所有権移転の審議件数は５件でございます。 まず、申請番号６０１について説明をいたします。 申請番号６０１、（所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。）
議 長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし）

事務局	ないようですので、これより採決いたします。申請番号601について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号601は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号602について事務局から説明をお願いします。 申請番号602について説明をいたします。 申請番号602、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。) 以上です。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号602について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号602は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号603について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号603について説明をいたします。 申請番号603、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号603について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号603は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号604について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号604について説明をいたします。 申請番号604、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)
議 長	以上です。 申請番号604については、あっせん委員の4番西村委員にあっせん結果報告をお願いいたします。
4 番	あっせん経過の報告をいたします。 6月5日、6月の農業委員会であっせん委員に指名をされまして、同日に現地の確認をしたところでございます。 また、6月20日には所有者本人様に今回の経過と条件について確認をしております。 ○氏から、現耕作者の株式会社○○○○○○との間に売買について打診をしていたということでございまして、価格についても○○万円程度ということで話をしていたということでございました。 それを受けまして、6月24日に株式会社○○○○○○、代表の○○様へ購入の

	意思があるか打診をしたところでございます。話は以前から聞いていたということで、価格についても反当〇〇万円で購入するという事で回答をいただきました。その回答を持って所有者へその旨回答して、農業委員会に報告をすることに了承いただいたところでございます。 同日に、所有者様へも〇〇〇〇〇〇様の意向を報告して、価格についても反当〇〇万円で了承をされたとお伝えしたところでございます。 また、今後の日程については農業委員会より連絡がある旨、お伝えいたしました。
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号604について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号604は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号605について事務局から説明をお願いします。 申請番号605について説明をいたします。 申請番号605、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。) 説明は以上です。
議 長	申請番号605につきましては、あっせん委員の8番釘本委員からあっせん結果報告をお願いします。
8 番	あっせん経過報告をいたします。〇〇〇〇さんの分です。 7月5日、定例農業委員会であっせん委員に指名される。事務局へあっせん申出農地の情報を聞く。 7月6日、〇〇〇〇さんのあっせんの申出農地を確認する。 7月8日、〇〇〇〇さんに電話する。〇〇さんは授産社搦の〇〇〇〇さんが10アール当たり〇〇万円で購入すると話された。農業委員より〇〇〇〇さんに農地の売買の話をする伝える。 7月8日、売り人、〇〇〇〇さんに電話する。〇〇〇〇さんの申出農地、授産社搦又〇〇〇〇ー〇〇〇と〇〇〇〇ー〇〇〇、あと〇〇〇〇を10アール当たり〇〇万円、総額〇〇〇万円で購入すると話される。 売り人、〇〇〇〇さんにそのことを報告する。〇〇〇〇さんは申出農地を10アール当たり〇〇万円、総額〇〇〇万円で購入すると話される。〇〇さんはそれを承諾されました。小城市農業委員会事務局に報告することを話しています。 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんには、後日、小城市農業委員会事務局より連絡があることを伝えました。
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号605について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号605は原案のとおり承認することに決定しまし

事務局	た。 次に、第3号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は7ページになります。 第3号議案 農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。 本日の審議件数は売渡希望の1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料のほうは29ページから34ページです。 申請番号1、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 説明は以上です。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、第4号議案 非農地判断についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は8ページを御覧ください。 非農地判断について説明をいたします。 資料は別とじて配付をしております、右肩のほうに第4号議案ということでお渡しをしている資料のほうを御覧ください。 非農地判断につきましては、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち、耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付いたします。また、法務局や市の税務課などの関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。 今回1名の方から申請がっております。審議していただく農地は畑の2筆、合計520平米でございます。 資料にあります農地につきましては事務局で現地確認を行っておりますが、周辺が山林化しております、申請地の特定ができませんでした。 そのため、8月26日の農地転用許可申請の事前調査のときに、航空写真と現地の写真を机上で確認いたしまして、農地には該当しないと判断をしたものでございます。 農地の所在や地目、面積等につきましては申請書のほうを御覧いただきたいと思っております。 説明は以上でございます。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。第4号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、第4号議案は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第5号議案 小城市農業の振興に関する計画（案）に対する意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

議案書は9ページを御覧ください。

第5号議案 小城市農業の振興に関する計画（案）に対する意見についてを説明いたします。

小城市農業の振興に関する計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づきまして小城市長から意見を求められているため、審議をしていただくものでございます。

今回は農用地区域からの除外が8件となっています。

説明につきましては、今回、別とじに、右肩に第5号議案資料というものをお配りしているのと、あと、回答案ということで右肩に小城市農業委員会ということで書いてある分の資料のほうを御覧ください。

まず、回答案の2枚目のほうに、横長になっていますカラー刷りの資料のほうをつけていますけど、今回、市長のほうから意見を求められている分についてが左側になります。大きく左側、農業振興地域制度というところで、もともと農用地区域ということで、農業の振興のための農地を今回農地以外のものにするということで、一番左、矢印がついていますけれども、農業委員会へ意見を求められております。

今後の流れとしては、今回の農業委員会の意見も含めて、農林水産課のほうで農振除外、農業振興地域から今回の農地を外しますよとなった後に、右側のほうですね、農業委員会が管理をしています農地転用許可、こちらのほうが後もって上がってくるというふうな形になります。その後に、農業委員さんのほうで、今日の審議でもありましたようにお諮りをしまして、協議をしていただいて、個別案件ごとに許可をします、しませんというふうな形の審議を後もって行っていただくような形になります。

それと、横長の裏面なんですけれども、今回、1枚目のほうに農業委員会の意見の案ということでつけているのはどうやって出しているかということの、ちょっと字がちっちゃくて見にくいんですけれども、基準になるものでございまして、上の部分は農地区分といって、その農地がどういう農地であるかというのをまず判断をいたしています。第1種農地、第2種農地、第3種農地ということで3種類ありまして、右側に、ちっちゃく字が書いてあるので非常に分かりにくいんですけれども、右側の基準に当てはめて、ここは第1種農地だよ、第2種農地だよ、第3種農地だよということで、まず農地区分を判断しています。その後に、その下の緑色になっている部分ですね、農地ごと、農地の種類ごとに許可の基準が決まっております、例えば、第1種農地であつたら、何種類か許可の基準があるんですけれども、これをずっと見ていって、これに当てはまるということで、上のちょっと薄いピンク色の部分と下の緑色の部分、これが両方とも基準に当てはまっているということであれば意見がないというふうな形で案のほうをつくらせていただいているところです。

そしたら、第5号議案資料、厚い資料のほうを順番に説明をしていきたいと思えます。

まず、開いていただいて、括弧がついていないページ、資料の5枚目からが申請書、土地利用計画図などの資料を載せさせていただいています。

まず1番目、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

こちらの選定理由につきましては、申請地の西側に幼稚園、小・中学校があり、宅地化されてもほかの農地に影響がないためということで申請をされております。

申請農地につきましては、先ほど表で見ていただいたように、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地というふうに判定をしておりますが、集落に接続しているということで許可し得るものと判断をしています。

続きまして、5ページのほうをお願いします。

番号は2番目になります。（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

こちらの選定理由につきましては、周辺が新興住宅地として開発をされており、生活環境に適している条件を備えており、建売分譲住宅地として需要が見込めるためということで申請を出されています。

申請農地につきましては、鉄道の駅、今回でいうと小城駅ですね。小城駅から500メートル以内にあるため第2種農地となりまして、許可し得るものというふうに判断をしているところです。

続きまして、9ページを御覧ください。

3番目になります。（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定の理由ですが、資材置場が不足しているため、新しい資材置場を確保するために、事業所から近くて既存の資材置場のそばに造りたいということで申請が出されています。

申請の農地については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地というふうに見ておりますけれども、許可し得るものというふうに判断をしております。

続きまして、13ページと14ページになります。

番号が4番の分です。（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定された理由ですが、周辺は住宅地として開発をされ、生活環境に適している条件を備えており需要が見込めること、また、農地が不整形により耕作が行いにくいことから申請をなされています。

申請された農地につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、許可し得るものというふうに判断をしているところです。

続きまして、19ページになります。

番号5、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

申請の選定理由につきましては、申請地は交通の便がよく、周辺が住宅地として開発されており需要が見込めることということで申請をされています。

申請農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地というふうに見ておりますけれども、許可し得るものというふうに判断をしております。

続きまして、番号6番、23ページになります。

（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

申請された選定理由ですが、申請地が生活環境に適している条件を備えていること、また、農地が不整形であり耕作がしづらいためということで申請をされています。

申請農地については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と見ていますけれども、許可し得るものというふうに判断をしているところです。

議 長	続きまして、27ページ。 番号7、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。） こちらの申請された選定理由については、周辺は住宅地として開発され、生活環境に適している条件を備えており、需要が見込めることということで申請をされています。 当該農地については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、許可し得るものというふうに判断しているところです。 最後になりますが、31ページになります。 番号8、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。） 申請された選定理由については、近隣の建設業を営む方から資材置場として農地の一部を活用させてほしいという相談があったためということでございます。 申請農地については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、許可し得るものということで判断をしております。 今まで1番から8番の農地区分と許可基準というものを、回答案という先ほど横長の紙を見てもらった分の1枚目のほうにつけております。それぞれ今まで説明しました1番から8番まで、右側のほうの備考のところになりますが、農地区分と、それに伴う許可基準ということで書かせていただいております。全ての案件について今回申請された農用地区域から除外することはやむを得ないと考えておりまして、農業委員会としては意見なしとして小城市長のほうへ回答したいと考えております。 説明は以上になります。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。第5号議案について原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、原案のとおり回答することに決定しました。 ほかに皆さん方の中から何かございましたら。 （なし）
事務局	ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いします。 次回の日程等ですけれども、今月の農地転用の現地調査については9月25日水曜日、午後1時30分から、西館2階の2－6会議室です。 また、10月の定例農業委員会は10月7日月曜日、午後1時30分から、こちらの西館2階大会議室となります。
議 長	以上です。 それでは、以上をもちまして9月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員